

前回検討会での主な御意見

(事業報告書等との関係)

- 新たな制度で精緻なデータを収集した場合でも事業報告書等に跳ね返らないようお願いしたい。
- 事業報告書等には貸借対照表の情報があるが、新たな制度では収集しないことにされている。事業報告書等と関連付けないと貸借対照表を使った分析ができなくなるので、こういった意味では新たな制度との繋がりがある部分もあり、事業報告書等をデータベース化した背景を踏まえても、事業報告書等もグルーピングして公表するべきと思う。
- 事業報告書等そのものを公開するのは反対。医療の状況がどうなっているかという研究として使われるのはいいが、M&A等に使われるには不本意な使われ方であるため、データベース化するのはいいが、研究と一般的に公開するのは別に考えていただきたい。

(対象法人)

- 四段階税制を適用している法人は除外でいいと思う。

(経過措置及び届出時期の延期等)

- 経過措置は設けていただきたい。また、事業報告書等と提出時期が重ならないよう少し遅らす等の配慮をお願いしたい。

(収集する経営情報)

- 新たな制度の趣旨は医療の現状を求めるものであるため、医業外収支には様々なものが含まれているため、例えば医業外収益の全てを書くと医業収支で赤字だったとしても医業外収支で黒字になった場合等誤解を招かないよう医業外収支は外したほうがいい。
- 貸借対照表について、病院は経過措置的に法人単位でもいいが病院自身のマネジメントのためにも施設単位で出したほうが望ましいと思う。
- 貸借対照表について、医療法人より公益的・公共的な複数の病院、診療所を運営している開設者でも施設別には公開していないところもあり、この部分についての整合性が必要。また、負担も非常に大きいと思う。

(病床機能報告等との連携)

- 国で政策活用する場合に限らせて、病床機能報告等との連携により、

すぐに医療機関を特定できてしまうようになるため、広く公表することはしないようにいただきたい。

- 研究者が医療経済を研究する上で、病床機能報告等と連携できなければ十分な価値を持ち得るものにならず、第三者提供に当たっての審査や目的に合致しているか、個別データを開示しないことを担保した上で、病床機能報告等と連携できるよう考えていただきたい。

(職種別給与)

- 困難な医療機関もあるため提出は任意としていただきたい。
- 年俸制の病院で退職金がない医療機関と他の病院とを比較することは給与形態が違うため、間違った結果になってしまふ。また、勤続年数や経験年数、資格の有無によっても違うため、データが一人歩きしないよう慎重にしないといけない。
- 7月1日の人数を収集することについて、医療機関では4月に1番多く、3月に人数が減っていく傾向がある中、7月は非常に多いところでの収集となり、1人当たりの金額を求めるとき少なく計算されてしまう。なんらかの手立てを立てるなど資料の出し方には気を付けていただきたい。
- 職種別給与を細かくするのは費用対効果の観点から負担が大きいのではないかと思う。

(公表方法)

- 公表する際はグルーピングし、個別の情報は出さないようにしていただきたい。
- 精神科病院など数が少ない数字もあり、どのようにグルーピングするかはしっかり検討いただきたい。
- 法人情報だとしてもセンシティブな情報が含まれているものだと思っており、国民の信頼性の確保からも危険性の低減という配慮が必要。どのようにグルーピングするか、誰が分析するのか、提供の条件、委託先のセキュリティ等慎重な検討が必要。

(第三者提供制度（仮称）)

- 新しく規則を作る際は慎重にお願いしたい。趣旨にそつたものであり、有識者の審査は必ず置く必要があると思う。
- 研究者への提供という観点でも提供される情報の内容、利用態様を契約でどう限定するかといった議論が必要。また、研究者の方で再識別されると問題であるため、そうしないよう義務付けるとともに漏洩のリスクを減らす観点が重要。制度の信頼性の確保という観点からいかに提供先が信頼できる体制を整備しているかということを事前に確認

することが重要であり、契約に監査条項を設けるなども考えられる。

(医療法人以外の経営情報)

- 日本の医療法人は多いが、医療法人以外の公立・公的病院などもあるため、それらと合わせたデータを出さないと日本の医療機関のデータとしては不十分であるため、他の公開情報も収集し、連携して活用していただきたい。

(その他)

- 事業報告書等の全国開示について、調査研究事業のアンケートでは都道府県 95%、医療法人 63%が賛成とあるが、四病協で行った調査では 60%、70%が反対しており、医療法人はほぼ反対していたことに留意いただきたい。